

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年4月25日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	制御棒の定例動作確認時、中間挿入位置制御棒を先に挿入操作すべきところ、手順を失念し引抜操作を先に実施したため、対応検討及び関係者に周知	
2	3号機	濃縮廃液タンク(B)温度記録計(TRS-20-611B)の確認時、チャート用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
3	3号機	タービン補機冷却水系熱交換器(B)の点検時、海水出入口弁(V-37-3B・E)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機(3B)海水冷却系の淡水注入元弁(SV-46-40-80B)において、弁開閉表示の閉側ランプに表示不良が認められたため、リミットスイッチを点検・修理	
5	4号機	循環水ポンプ(A)のモータ下部軸受けにおいて、潤滑油面の低下が認められたため、潤滑油を補充	
6	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)用の逆洗空気入口弁(AO-19-4-85A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
7	6号機	原子炉冷却材浄化系熱交換器室監視用モニタの点検時、操作卓内部のリモコン操作器に不良が認められたため、当該操作器を点検・修理	
8	6号機	可燃性ガス濃度制御系(A-2スキッド)の冷却水(残留熱除去系側)水張り時、ペント弁及びブロー弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
9	6号機	原子炉再循環MGセット補機冷却系において、発電機(A)エアクーラ冷却水出口元弁(7-46V4A)のグランド押さえ部に腐食が認められたため、当該部を点検・手入	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	集中環境施設	床ドレン濃縮器気水分離器において、デミスタの詰まりによる差圧上昇が認められたため、当該デミスタを交換	
11	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備(A)の排ガスフィルタ入口切替弁(B)において、リミットスイッチボックス接続のフレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該フレキ部を点検・修理	
12	その他	海生物焼却設備の排水処理設備において、COD(化学的酸素要求量)分析装置反応槽の異常表示が頻発しているため、当該COD分析装置を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで